

公益社団法人日本材料学会四国支部規程

(名称)

第1条 当支部は公益社団法人日本材料学会四国支部と称する。英文では Shikoku Branch of the Society of Materials Science, Japan とし略称を JSMS-Shikoku とする。

(所在地と構成員)

第2条 当支部は四国地区に勤務または居住する日本材料学会会員をもって構成する。

(事業目的および内容)

第3条 当支部は日本材料学会定款に規定する目的に準拠し、諸種の事業を行う。

(支部の役員)

第4条 当支部には支部長1名をおく。支部の役員は支部長とする。

2 支部長候補者は支部に所属する会員による自薦他薦の中より常議員会が1名を選出し理事会の承認を得る。

3 支部長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし再任を妨げない。

(支部の幹事)

第5条 当支部に次の支部幹事をおく。

副支部長1名 常議員約24名 地区幹事4名、庶務幹事1名、会計幹事1名。

2 常議員は支部所属会員(学生会員を除く)の互選により決める。

3 常議員会は副支部長並びに地区幹事を支部会員中より選出する。

4 庶務幹事並びに会計幹事は支部長が指名する。

5 支部幹事の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

6 支部幹事は任期満了後も会務の遂行に支障あるときは、後任が就任するまでの残務を行うものとする。

7 支部幹事の内に欠員ができたときは次点者で補うことができる。

(支部長の任務)

第6条 支部長は会務を統括し、支部を代表し支部総会、常議員会を招集しその議長となる。

(支部幹事の任務)

第7条 支部幹事は支部総会において決議すべき事項、その他支部長から示された重要な会務について評議決定する。

第8条 副支部長は支部長の職務を補佐し、支部長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代行する。

第9条 庶務幹事は支部長を補佐し常務を処理する。会計幹事は、支部の会計にあたる。

第10条 常議員は総会において決議すべき事項、その他支部長から示された重要な会務について評議決定する。

(支部総会の開催)

第11条 通常の支部総会は毎年1回開く。支部総会の招集は少なくともその14日以前に会議の目的事項を示して支部に所属する会員(学生会員を除く)に通知しなければならない。ただし止むを得ない場合は前項の通告期限を短縮することができる。

(支部総会の招集)

第12条 支部総会は支部所属の会員(学生会員を除く)の10分の1以上が出席しなければ開くことができな

い。但し、当該議事につき書面をもって予め意志を表示した者又は支部所属の他の会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2 支部総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

(臨時の支部総会)

第 13 条 臨時の支部総会は次の事由によって通常の支部総会を待つことができない場合これを招集する。

1 常議員会で必要と認めるとき

2 支部所属の会員(学生会員除く)の 5 分の 1 以上よりあらかじめ会議の事項を示して請求があったとき

第 14 条 総会および常議員会は書類によって審査または議決することができる。

(事業年度)

第 15 条 当支部の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 16 条 当支部の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに支部長が作成し、常議員会の承認を得て理事会に提出のうえ承認を得る。

(事業報告および収支決算)

第 17 条 当支部の事業報告および収支決算については、毎事業年度終了後、支部長が次の書類を作成し、常議員会の承認を得て理事会に提出のうえ承認を得る。

(1)事業報告書

(2)貸借対照表

(3)収支計算書

(支部規程の変更)

第 18 条 本規程を変更するためには、総会で出席会員（学生会員を除く）の 4 分の 3 以上の同意を得た上で理事会の承認を得なければならない。

(附則)

1 本規程は平成 23 年 3 月 28 日に施行する。